

30文科初第645号
平成30年7月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

(印影印刷)

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準
の一部改正について（通知）

学校給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしているところですが、この度、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、幼児又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準（以下「学校給食摂取基準」という。）を改正する特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第63号。以下「本基準」という。）の一部改正について、平成30年7月31日に告示され、平成30年8月1日から施行されます。

本基準の概要等については、下記のとおりですので、法第6条の趣旨を踏まえ、本基準に照らした適切な学校給食の実施をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、国公立大学法人学長におかれては、附属学校に対して周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮願います。

記

1 学校給食摂取基準の概要

- (1) 「学校給食摂取基準」については、別表にそれぞれ掲げる基準によること。
- (2) 「学校給食摂取基準」については、厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準（以下「食事摂取基準」という。）（2015年版）」を参考とし、その考え方を踏まえるとともに、厚生労働科学研究費補助金により行われた循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「食事摂取基準を用いた食生活改善に資するエビデンスの構築に関する研究」（以下「食事状況調査」という。）及び「食事状況調査」の調査結果より算出した、小学3年生、5年生及び中学2年生が昼食である学校給食において摂取することが期待される栄養量（以下「昼食必要摂取量」という。）等を勘案し、幼児又は生徒（以下「生徒等」という。）の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。したがって、本基準は生徒等の1人1回当たりの全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、生徒等の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- (3) 「学校給食摂取基準」についての基本的な考え方は次のとおりである。

なお、各基準値等の単位及び表示方法は、「食事摂取基準」と同様とした。

 - ① エネルギー
「学校給食摂取基準」の推定エネルギー必要量の算定に当たっては、文部科学省が毎年度実施する学校保健統計調査の平均身長から求めた標準体重と食事摂取基準で用いている身体活動レベルのレベルⅡ（ふつう）により算出した1日の必要量の3分の1を基準値とした。
 - ② たんぱく質
「食事摂取基準」の目標量を用いることとし、学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%を基準値とした。
 - ③ 脂質
「食事摂取基準」の目標量を用いることとし、学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%を基準値とした。
 - ④ ナトリウム（食塩相当量）
「昼食必要摂取量」を算出すると、小学生は0.1g未満、中学生は0.2g未満であり、これに基づく献立作成上味付けが困難となることから、「食事摂取基準」の目標量の3分の1未満を基準値とした。
 - ⑤ カルシウム
「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の50%を超えているが、献立作成の実情に鑑み、「食事摂取基準」の推奨量の50%を基準値とした。

⑥ マグネシウム

「昼食必要摂取量」を算出すると、小学生は「食事摂取基準」の推奨量の3分の1以下であるが、中学生は約40%である。このため、幼児については、「食事摂取基準」の推奨量の3分の1程度を、生徒については40%を基準値とした。

なお、従来の「学校給食摂取基準」においては、配慮すべき値として表の注に規定していたが、中学生において不足している現状が見られることから、「学校給食摂取基準」の表中の基準値とした。

⑦ 鉄

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の40%を超えているが、献立作成の実情に鑑み、「食事摂取基準」の推奨量の40%程度を基準値とした。

⑧ ビタミンA

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の40%を超えているが、献立作成の実情に鑑み、「食事摂取基準」の推奨量の40%を基準値とした。

⑨ ビタミンB₁

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の約40%であることから、「食事摂取基準」の推奨量の40%を基準値とした。

⑩ ビタミンB₂

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の約40%であることから、「食事摂取基準」の推奨量の40%を基準値とした。

⑪ ビタミンC

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の3分の1以下であるが、望ましい献立としての栄養バランスの観点から、「食事摂取基準」の推奨量の3分の1を基準値とした。

⑫ 食物繊維

「昼食必要摂取量」を算出すると、小学3年生は「食事摂取基準」の目標量の約40%であるが、中学生は40%を超えている。

一方、幼児については、「食事摂取基準」の目標量が示されていない。このため、年齢が近い児童（6～7歳）の「食事摂取基準」の目標量の40%以上を基準値とした。

また、中学生については、献立作成の実情に鑑み、「食事摂取基準」の目標量の40%以上を基準値とした。

⑬ 亜鉛

「昼食必要摂取量」を算出すると、「食事摂取基準」の推奨量の3分の1以下であるが、望ましい献立としての栄養バランスの観点から、「食事摂取基準」の推奨量の3分の1を学校給食において配慮すべき値とし

た。

2 学校給食における食品構成について

食品構成については、「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、生徒等が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすること。また、これらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ること。なお、多様な食品とは、食品群であれば、例えば、穀類、野菜類、豆類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類及び乳類などであり、また、食品名であれば、例えば穀類については、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなどである。

また、各地域の実情や家庭における食生活の実態把握の上、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮すること。

さらに、「食事状況調査」の結果によれば、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮すること。なお、家庭の食事においてカルシウムの摂取が不足している地域にあっては、積極的に牛乳、調理用牛乳、乳製品、小魚等についての使用に配慮すること。

3 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任や教科担任と栄養教諭等とが連携しつつ、給食時間はもとより、各教科等において、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行えるよう配慮すること。

また、食に関する指導の全体計画と各教科等の年間指導計画等とを関連付けながら、指導が行われるよう留意すること。

- ① 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。
- ② 各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。
- ③ 地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、生徒等が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること。
- ④ 生徒等が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。
- ⑤ 食物アレルギー等のある生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の生徒等の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては、公益財

団法人日本学校保健会で取りまとめられた「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」並びに文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考とすること。

- (2) 献立作成に当たっては、常に食品の組合せ、調理方法等の改善を図るとともに、生徒等のし好の偏りをなくすよう配慮すること。
 - ① 魅力あるおいしい給食となるよう、調理技術の向上に努めること。
 - ② 食事は調理後できるだけ短時間に適温で提供すること。調理に当たっては、衛生・安全に十分配慮すること。
 - ③ 家庭における日常の食生活の指標になるように配慮すること。
- (3) 学校給食に使用する食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質の規格基準に適合していること。
- (4) 食器具については、安全性が確保されたものであること。また、生徒等の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。
- (5) 喫食の場所については、食事にふさわしいものとなるよう改善工夫を行うこと。
- (6) 望ましい生活習慣を形成するため、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠という生活習慣全体を視野に入れた指導に配慮すること。
また、ナトリウム（食塩相当量）の摂取過剰や鉄の摂取不足など、学校給食における対応のみでは限界がある栄養素もあるため、望ましい栄養バランスについて、生徒等への食に関する指導のみならず、家庭への情報発信を行うことにより、生徒等の食生活全体の改善を促すことが望まれること。

4 特別支援学校における食事内容の改善について

- (1) 特別支援学校の生徒等については、障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、「学校給食摂取基準」の適用に当たっては、生徒等の個々の健康や生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用するとともに次の点に留意すること。
 - ① 障害のある生徒等が無理なく食べられるような献立及び調理について十分配慮すること。
 - ② 食に関する指導の教材として、学校給食が障害に応じた効果的な教材となるよう 創意工夫に努めること。
- (2) 特別支援学校における生徒等に対する食事の管理については、家庭や寄宿舎における食生活や病院における食事と密接に関連していることから、

学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医、主治医及び保護者等の関係者が連携し、共通理解を図りながら、生徒等の生活習慣全体を視野に入れた食事管理に努めること。

5 その他

本基準の一部改正に先立ち、文部科学省に「学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者会議」を設置し、「学校給食摂取基準の策定について(報告)」(平成30年3月)をとりまとめたので参考とされたいこと。

6 従前の通知の廃止

「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部改正について(通知)」(平成25年1月30日付け24文科ス第496号)については、廃止すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
TEL：03-5253-4111(内線 2694)

○文部科学省告示第百六十四号

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年八月一日から施行する。

平成三十年七月三十一日

文部科学大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第四条関係）

幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値	
	幼児	生徒
エネルギー (kcal)	490	860
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%	
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%	
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	360
マグネシウム (mg)	30	130
鉄 (mg)	2	4
ビタミンA (µgRAE)	180	310
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.3	0.6
ビタミンC (mg)	15	35
食物繊維 (g)	4以上	7以上

(注)1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛……幼児 1 mg、生徒 3 mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

改正前

別表（第四条関係）

幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値	
	幼児	生徒
エネルギー (kcal)	510	820
たんぱく質 (%)	18	30
脂質 (%)	15～26	25～40
	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%	
ナトリウム (食塩相当量) (g)	2未満	3未満
カルシウム (mg)	280	380
鉄 (mg)	2	4
ビタミンA (µgRE)	150	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.3	0.6
ビタミンC (mg)	15	35
食物繊維 (g)	4	6.5

(注)1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム……幼児40mg、生徒160mg
亜鉛……幼児 2 mg、生徒 4 mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※ 範囲……示した値の内に納めることが望ましい範囲

【参考】別表（第四条関係）

幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区 分	基 準 値	
	幼児	生徒
エ ネ ル ギ ー(k c a l)	490	860
た ん ぱ く 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 13%～20%	
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 20%～30%	
ナトリウム(食塩当量) (g)	1.5未満	2.5未満
カ ル シ ウ ム (mg)	290	360
マ グ ネ シ ウ ム (mg)	30	130
鉄 (mg)	2	4
ビ タ ミ ン A (μ gRAE)	180	310
ビ タ ミ ン B ₁ (mg)	0.3	0.5
ビ タ ミ ン B ₂ (mg)	0.3	0.6
ビ タ ミ ン C (mg)	15	35
食 物 繊 維 (g)	4以上	7以上

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜 鉛……幼児 1mg、生徒 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を組み合わせるよう配慮すること。